

### 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1) 「国際金本位制再建」下のインド幣制改革

ESHO, Hideki / 絵所, 秀紀

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

46

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

47

(終了ページ / End Page)

98

(発行年 / Year)

1978-03-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008370>

## 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(一)

——「国際金本位制再建」下のインド幣制改革——

絵 所 秀 紀

### 〔一〕 問題の所在

第一次世界大戦後の「戦後復興」の苦難の一時期を経て、一九二五年四月イギリスがようやく戦前平価での金本位復帰をはたすと、これを起点として主要資本主義諸国は「恍惚と不安」の錯綜する「相対的安定」期Ⅱ「再建国際金本位制」期をむかえることになったのであるが、こうした世界資本主義のピラミッドの頂点における「秩序回復」Ⅱ再編は底辺での再編をも必然的にもなう。イギリス最大の植民地であった英領インドもまた例外たりえず、新たな幣制改革を日程にのぼらすことになった。一九二五年八月ヒルトン・ヤング (Edward Hilton Young) を議長とする「インドの通貨と金融に関する王立委員会」(Royal Commission on Indian Currency and Finance) の任命がそれである(以下、通称「ヒルトン・ヤング委員会」と略記する)。

一八七三年ドイツの金本位制確立をもって序幕をあげる「国際金本位制」形成期以来、イギリス帝国主義下のインドはこれまでに既に四度に及ぶ幣制改革を経験してきた。すなわち、(1)一八七二年以来の世界的な銀の大暴落の

圧迫を避けんがため、将来における金本位制導入の展望をいただきつつ、銀の自由鑄造に対する造幣局の閉鎖勧告を  
 主内容とした一八九三年の「ハーシェル委員会」(Indian Currency Committee, 1893. 議長 Herschell)。(2)ハー  
 シェル委員会勧告の延長線上に、ルビー為替の安定(「ルビー—シリリング四ペンス・レート」をまっけて、「金の  
 自由な流入原理にもとづく金本位制と金通貨」の確立を勧告した一八九八年の「ファウラー委員会」(Indian  
 Currency Committee, 1898. 議長 Henry H. Fowler)。(3)第一次世界大戦前夜、J・M・ケインズの強烈な影響  
 の下で、従来の「金貨流通をともなう金本位制」理念を放棄し、それに代えるにいわゆる「金為替本位制」を積極  
 的に肯定し理論づけた一九一四年の「チェンバレン委員会」(Royal Commission on Indian Finance and Currency,  
 1914. 議長 Joseph Austen Chamberlain)として(4)第一次世界大戦中に始まる一方での銀価格の異常な高騰およ  
 び他方でのイギリスの金本位制停止による金とスターリングの価値の乖離によって生じたルビーの危機に対処する  
 ために、一ルビー—二シリリング金・レートという超高為替政策を勧告した一九二〇年の「バビントン・スミス委員  
 会」(Indian Currency Committee, 1920. 議長 Henry Babington Smith)以上である。これらの四度におよぶ  
 幣制改革委員会は帝国主義下のインド幣制史上それぞれ画期的な意義をもっているが、ヒルトン・ヤング委員会は  
 これら従来の委員会にはみられなかったまったく新しい条件の下でもたれたものであった。すなわち第一次世界大  
 戦およびロシア革命の成立を契機として世界資本主義は大再編成を経過しつつあったのであって、今や(1)戦前世界  
 資本主義体制の基本的骨格を支えていたイギリスの国際貿易、国際金融に占める絶対的優位の崩壊、およびそれに  
 ともなうイギリスからアメリカへの主導国の移行(ポンドからドルへの基軸通貨の移行)の開始、(2)インド国内に  
 おける諸近代産業の発達、それにともなう貿易構造の変容、およびそうした「民族産業」を支持するインド国民会  
 議派の成長、という二つの変動要因を看過することはおよそ不可能であった。したがって当委員会における幣制改

革は、その性格上もはやただ単に従来のいわゆる「金為替本位制」(実質的には「スターリング為替本位制」)の継続ないしは修正といったものにはなりえず、逆に戦前からひきつがれてきた「スターリング為替本位制」の諸欠陥の徹底的検討およびその根本的改革が必要とされざるをえなかったものであり、ために「本位制問題」が当委員会の最大の焦点の一つとなったのである。そうした意味で当委員会は、ハーシェル委員会以来の帝国主義下インド幣制の一集大成・総決算と言っても過言ではなく、当委員会「報告書」(Report)は言うまでもなく、そこに提出されたおびただしい数の「意見書」(Statement of evidence)、および議会での「証言記録」(minute of evidence)は戦前インド「金為替本位制」の性格・骨格を析出するための一大宝庫であるとともに、第一次世界大戦後のインド幣制の現状を生々しく伝える「時代の証言」でもある。

ところでわが国におけるインド幣制史研究はまことに寂莫としたもので、今なお戦前の名著である矢内原忠雄氏の『帝国主義下の印度』を数少ない研究の手引きとしなければならぬ<sup>(2)</sup>。しかし氏の場合、「銀本位制、金為替本位制、金地金本位制、この印度幣制の沿革は一貫して印度人による金貨本位制の要求及び之に対する英国の拒否の歴史である」(二〇ページ)という視角からインド幣制史が把握されているために、ヒルトン・ヤング委員会における「金地金本位制」(Gold Bullion Standard)勧告の意義は一面的にしか把握されていない。先に述べたように、ヒルトン・ヤング委員会の意味を分析するためには二つの変動要因が考慮されなければならないのであって、氏にあっては、「イギリスの国際貿易、国際金融に占める絶対的優位の崩壊、およびそれにとまらぬイギリスからアメリカへの主導国の移行」という国際的条件の変化が論理の中にとりこまれていない。が、こうした論理の弱点は決して矢内原氏個人の問題ではない。むしろ問題とすべき点は、今なおインド幣制史研究が『帝国主義下の印度』(一九三七年刊行!)の射程をほとんど抜け出ていないことにある。否、インド幣制史研究と呼びうるほどの成果

すらない。<sup>(3)</sup> こうした研究史上の空白の实情を、他方における先進資本主義諸国の動向を中心とする「国際金本位制」研究の進展と対比するならば、誰しもその落差に一種の驚きを感じないわけにはいかないであろう。確かに欧米先進諸国中心の「史観」にはそれなりの十分な学問的根拠というものはあるに相違ない。しかし、翻って考えてみるならば、これほどわが国の経済学（とりわけ経済学史）総体の後進的な一面性を如実に物語るものもあるまい。「国際金融史論」の分野での研究にあつては、確かに第一次世界大戦後の主導国の交替という事実は分析の主軸に据えられてはいるが、ここでは逆に後進諸国（植民地諸国）の動向というものがほとんど無視ないしは軽視されて<sup>(4)</sup>いる。こうしたインド幣制史研究をめぐる研究史上の二極分裂——すなわち、インド史の側からアプローチする場合にはイギリス帝国主義による植民地インドの「搾取」図式の下で、インド幣制は「植民地幣制」としてのみ把握され、ためにインド幣制史の動態および国際的連関の中での理解の可能性が極小になる傾向。他方、国際金融（史）論の側からアプローチする場合には、インドをも含めた後進諸国の幣制の動向は主導先進諸国の単なる従属関数としてのみ論点にのぼるにすぎず、それ自体一つの独自のテーマたることがないといった傾向——、こうした二極分裂が逆光によって浮かびあがる影絵のようにインド幣制史研究の意義をスクリーンに映しだす。すなわちインド幣制史研究の意義は、(1)ただ単に埋れた素材を今一度明るい光の下に照らしたすというだけではなく（ほとんどの素材は埋れてしまうものだ）、(2)「国際金本位制」研究が「国際」金本位制研究であるためには、後進諸国の動向をも有機的連関の中の不可欠の一環として理解することなくしては、およそ事態の半面しか把握したことにならないということ。とりわけインド幣制の動向は、おそらく中国のそれと並んで、「国際金本位制」成立のための基礎条件の一つであり、単にイギリスないしアメリカの従属関数としては把握しきれない。のみならず、ヒルトン・ヤング委員会によるインド幣制改革の帰趨は「国際金本位制再建」の成否を決するための一つの重要な鍵を握っていた

のであって、ここではインドは数多くの無名の脇役の一人にとどまりえず、今や独自の風貌をたたえた余人をもつて代えがたい脇役として世界の舞台に登場していた。(3)翻つて、インドをはじめとする後進諸國の幣制に照射することによつてはじめて、逆にわが國幣制のより正確な歴史像もまた得られることになるであらう。欧米先進諸國の鏡に映つた自画像ばかりでなく、後進諸國の鏡に映つた自画像もまた必要なのだ。

(1) チェンバレン委員会レポートに与えたケインズの圧倒的影響については、彼の処女作である『Indian Currency and Finance (1st edn. 1913, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. I, Macmillan St. Martin's Press, 1971. 則武保夫、片山貞雄訳『インドの通貨と金融(東洋経済新報社)』と『委員会』の Final Report of the Commissioners (1914)』とを讀みくらべてみれば一目瞭然ではあるが、幸いにもケインズ全集の第XV巻で編集者がこの間の事情を詳細に整理してつづる『The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. XV, Activities, 1906—1914, India and Cambridge, 1971. とつて第四章「ケインズと(チェンバレン)委員会報告」を参照)。

(2) 矢内原忠雄『帝國主義下の印度』(昭和十三年、大同書院)。他に注目し得るものとしては、松岡孝児『金為替本位制の研究』(昭和十一年、日本評論社)および、新庄博『広域経済と貨幣制度』(昭和十八年、甲文堂)が戦前のものとしては挙げられる。しかし前者は幅広い比較金為替本位制論というすぐれた着想にもかかわらず、あるいはそれ故に叙述はしばしば平板なものとなつており、インドについては「その改革に於ける過程は、英領印度がイギリス植民地であるといふことに特に規定されて居り、我々はそこに英領印度の貨幣制度改革が終始その支配者イギリス本國の利益を基準として追及されたものであることを原則的に断定する」(二三二—二三三頁)にとどまつており、残念ながらそれ以上の洞察のきらめきを見出すことができない。また後者は「従来の國際金本位制度が英米中心に編成せられたる貨幣制度であることを明らかにし、大東亞戦争がまさにその打倒のためにも戦はれねばならないことを示」そうとしたもの(「序」)であるが、インドおよびその他の植民地幣制については「金為替本位制に於ける隸屬的性質」を示すのみで、松岡、矢内原両氏の視角を一步も抜け出るものではない。むしろ以上の研究書よりもはるかに正確な知識と研究のための便宜を与えてくれるのは、横浜正金銀行調査部の手になる数多くの調査報告である。とりわけ、調査報告第百二十六号、堀江悦三『印度幣制概説』(昭和十六年)は出色である。また調査報告第二十七号、尾上利治『印度幣制委員会報告ヲ讀ム』(大正十年)は、ハビントン・スミス委員会報

告をとりあつたもので注目に価する。その他には、株式会社台湾銀行調査部（平有善）「印度経済事情」（昭和十七年）が手際よく論点をまとめている。

(3) 例えは啓蒙的な色合をもつ、山本達郎編「インド史」（第三版、昭和四十五年、山川出版社）においても、インド幣制に関する叙述はほとんど見出すことができない。たまに見出したとしても、そこに描かれているのは「イギリス本国の利益」インドの犠牲」という陳腐な図式のくりかえしではない（二六九—七〇、三四六—七ページ）。もっとも最近イギリス綿業資本、金融資本との関連のうちにインド幣制にも研究の眼が注がれはじめている気運がないでもない。例え、吉岡昭彦「イギリス綿業資本と本位制論争」（岡田与好編「近代革命の研究・下」一九七三年、東大出版会）、井上巽「インド金為替本位制の成立とシティ金融資本」（『西洋史研究』新輯第二号、一九七三年）、同「十九世紀末大不況期におけるイギリス本位制論争」（『商学討究』第二卷第一号、一九七二）。

(4) たしかに「多角的国際決済メカニズム」の解明という視角から最近インドをはじめとする後進諸国にも重要なポストが与えられてきていることは事実である。例え、佗美光彦「国際通貨体制」（一九七六、東大出版会）、真藤素一「国際通貨と金」（一九七七、日本評論社）など。こうした研究ではインドが第一次世界大戦前のイギリスを中心とする「多角的決済メカニズムの鍵」であったことが強調されるのが常であるが、「鍵」そのものの構造分析は意外となおざりにされている。なお国際金融（史）論の観点からのアプローチで、われわれの関心を惹くものとしては、中西市郎・岩野茂道「国際金融論の新展開」（一九七二、新評論）を挙げておきたい。

## 〔二〕 分析の視角

論点をむし返すようだが、今一度矢内原忠雄『帝国主義下の印度』を検討する中で、本稿での視角を具体的に展開していきたい。氏の著作をこと更にとりあげるのは、先にも述べたように、インド幣制史に対する限り今なお氏の著作をしのぐ研究も、氏の射程を越えうる視角も提出されていないという事情によるものである。さてこの名著の意義は言うまでもなく「印度幣制の植民政策的意義」を析出したことにあり、そのことは、「印度の貨幣制度は

印度人の所産ではない。之は印度を領有し統活し金融的に支配するところの英国政府の所産である。それは印度人の天才の創造ではなく、印度の植民地(属領)性の産物である。英国の印度支配政策の一の表現であり、しかも其中心的政策である。即ち印度に対する英国の植民政策こそ、印度貨幣制度の母である(同書三七―三八ページ)という一句に凝集的に表現されている。戦前のインド「金為替本位制」が一個の「植民地的幣制」であったというこゝとについては疑問の余地はない。「金為替本位制」は先進資本主義諸国の「金世界」が後進諸国の「銀世界」を自らの資本の論理の中にとりこむための一方程式であり、したがって「金世界」の言葉に翻訳された「銀世界」に他ならない。それは大局的にはイギリスの利害のためにインドに移植された一制度以外の何ものでもない。しかしこのことと氏が次のように主張されることは必ずしも同一の事態を指しているのではない。すなわち、「銀本位制、金為替本位制、金地金本位制、この印度幣制の沿革は一貫して印度人による金貨本位制の要求及び之に対する英国の拒否の歴史である。印度経済の自立的資本主義発達の要求と英国の之に対する資本主義的優越維持の要求との衝突史である。英国の印度統治政策及び印度の之に対する反抗の歴史である。その間の変遷は印度の国民的地位の向上及び之に対応せる英国の印度統治政策の変遷を反映する。印度は金貨を、産業を、国民的自主を求めた。英国は金を、市場を、政治的支配を求めた。印度幣制の沿革はその闘争史の一断面である。印度の金貨本位制要求は即ちその国民的自主の要求である。英国は断固として印度に金貨制を拒否したりしが如く断乎として印度の政治的自主を拒否し来った」(同書二二〇―二二二ページ)。ここでみられる図式、すなわち「印度人による金貨本位制」自立的資本主義発達⇨国民的自主の要求」対「英国による金貨本位制拒否⇨資本主義的優越⇨政治的支配」の対抗図式はきわめて鮮明ではあるが、その妥当性については少なからぬ疑問が湧きあがる。むしろレトリックの陥穽にまつまづいた感がないでもない。はたして「印度幣制の沿革は一貫して印度人による金貨本位制の要求及び之に対する



英国の拒否の歴史」として把握しきれぬものであろうか？ 生まの歴史というものが果たしてそんなに一貫しているものかどうかという一般的な懷疑は今わきに置くとして、以上の図式のアキレスの踵は次の点にある。第一。一八七三年ドイツの金本位制移行を端緒としてヨーロッパ諸国が陸統と金本位制へと移行し、ために一八七二年以来の銀の大暴落が惹起されることとなったが（本位貨としての銀の腐貨）、当時銀単本位制を採用していたインドはルピー為替価値の大暴落に見舞われざるをえなかった。インドはイギリスに対して「本国費」(Home Charges)を金で支払わねなければならなかったので、うちつづく銀価格下落↓ルピー為替価値下落による差損は巨額のものとなりインド政府の財政的負担は増大する一方であり、ここにインド政府はアメリカ政府の銀買上策（一八七三年「ブランド・アリンソン法」、一八九〇年「シャーマン法」）による銀価低落のくいじめに希望をいだき、また一八七三年以来の教次にわたる国際貨幣会議および一八八八年の「金銀委員会」による「国際複本位制設立」の動向に多大の期待をかけることになったのではあるが、「国際複本位制」運動はイギリス政府の激しい拒絶にあい、一八九二年の国際貨幣会議を最後として何らの成果をみることもなく遂に水泡に帰した。ためにインド政府はここに方針を大きく転換して「国際複本位制」設立による財政再建の途を放棄して「インド金本位制導入」による為替安定↓財政再建を要求することになり、やがて一八九三年のハーシェル委員会の任命となる。ところで矢内原図式はこの銀価低落からハーシェル委員会任命に至るまでの銀単本位制下のインドにおいて「印度政府＝印度人」の等置関係をもちだすことによって、例のきわめて文学的な、「要するに英国が金の花を持たんがために、印度には銀の花を持たしたのである。色黒き侍女に色白き貨幣。何と色彩の配合の美しいことであるよ！」以下の表現が続くのである（同書、四八ページ）。問題は、はたしてインド政府はインド人の要求を代表するものであるのか、という点である。インド政府の性格をめぐる問題がここでは不問に付されている。インド政府とは何よりもすぐれてイギリスの現地に

おけるインド統治機構に他ならないのであって、一九世紀末におけるインド金貨本位制導入案はまず第一にこうしたインド統治機構の財政的観点からみた利害関心の表現なのであり、それはただちにインド人の「国民的利害」といったものには結びつかない。氏の場合にはインド国内の階級分析という視角がまったく欠落しているために、すべての対立は「イギリス対インド」という単色の構図に流れこんでしまうのである。ハーシェル委員会前後の段階では少くとも本位制をめぐる三つの選択肢がインド国内にあったと思われる。金本位制、複本位制、銀本位制がそれであって、このうち複本位制は国際的合意が得られなかったために今や退潮を余儀なくさせられており、複本位制論者は金本位制論者へと変貌しつつあった<sup>(2)</sup>。したがって基本的対立は金本位制導入か、それとも銀本位制維持かというものであるが、この対立は為替レート選択問題とも絡んで両陣営は鋭く対立していた。しかも矢内原図式からみると事態を更に混乱させているのは、「銀本位制維持」低為替レート「中国市場への輸出競争力強化」論を提唱しているのはボンベイ綿業資本およびこれを支持するインド国民会議派ならびにインド・ナショナリストであって、インド政府による金本位制導入案とは氷炭相入れないものであった<sup>(3)</sup>。つまり矢内原図式では、ハーシェル委員会による金貨導入を将来の展望として持つ、銀自由鑄造に対する造幣局閉鎖(ルビーの名目貨幣化)勧告の意味が鮮明に浮かび上ってこない。したがって第二に、ファウラー委員会による「金の自由な流出入原理にもとづく金本位制と金通貨」の確立勧告の意味がまったくとらえられなくなってしまうことになった。ファウラー委員会勧告は、氏の「印度幣制の沿革は一貫して印度人による金貨本位制の要求及び之に対する英国の拒否の歴史」の中についてその安住の地を見出すことができない。そしてこの論理からいって必然的に第三。一九〇〇年におこなわれた金貨導入の試み、およびその挫折の経験がインド幣制史上にもつ決定的な意義、すなわちこの経験をスプリング・ボードとしてインドはなしくづ的に「金為替本位制」をとらざるをえなくなったのであり、またこの経験を現実的根

抛として（インドでは金貨は通貨として流通せず、退蔵される！）チェンバレン委員会がインド「金為替本位制」の積極的肯定＝理想としての「金貨本位制」の廃棄を理論づけたのだ、というその意義を遂に把握することができなかった。

おそらく氏のこうした図式の形成は、『帝國主義下の印度』が発表された当時のわが国の状況に対する氏の思想的・政治的立場を別にすれば、氏の利用しえた資料的制約によるところが大きいであろう。引用文献から読みとりうる限りでは、氏のあたることのできた文献のほとんどが一九二〇年代のものであり（ヒルトン・ヤング委員会前後）、この時点においては「金貨本位制」導入は「自立的資本主義発達＝国民的自主」のための強力なテコとしてインド・ナシヨナリスト＝民族ブルジョアジーのほぼ統一された要求として意識されはじめていたのであり、氏の場合この一九二〇年代の対立図式をそのまま一九世紀末からの一貫したインドの金貨導入要求として前提してしまつたがために、先の図式が得られたものと思われる。が、それはヒルトン・ヤング委員会のもとにおける基本的対立であつた「金貨本位制」対「金為替本位制」のうちの前者の立場（いわゆる「ファウラーへ戻れ」派 “Back to Fowler’s school”）からの歴史的推定であつて、事態の半面を物語るものでしかない。一八七〇年代の「銀価下落＝国際金本位制形成」期から第一次世界大戦を経て、一九二〇年代の「相対的安定＝再建国際金本位制」期に至るほぼ半世紀にわたる帝國主義下インド幣制史に占める「金貨本位制」導入案は、その間にインド国内における担い手を変えており、したがつてその歴史の意味を変えているのである。ファウラー委員会における「金の自由な流出入原理にもとづく金本位制と金通貨」導入案が、何故その後の具体的事態の進行の中で、その意図とはまるで異つた「金為替本位制」という鬼子に換骨奪胎されざるをえなかつたのか、ということの意味が問われなければならないのであつて、「金貨本位制」案と「金為替本位制」案との対立は、「イギリス対インド」という図式で把握されるの

ではなく、むしろまずインド、幣制、支配をめぐるイギリス内部での支配構想の対立として把握される必要がある。おのおの構想の原像を求めるに。金貨本位制案は、インド政府による「国際複本位制」運動に対する希望の挫折にともなうてインド政府に提出されたインド立法府財政委員、バーバー (David Barbour) 案を起点とし、<sup>(5)</sup> ハーシエル委員会を経て、ファウラー委員会勧告に結実するものであり、当時のインド国内における担い手は、J・L・マックケイ (J.L. Mackay) のちのインチケーブ卿 Lord Inchcape) の強力な指導の下にあったベンガル商工会議所 (The Bengal Chamber of Commerce) およびインド通貨協会 (The Indian Currency Association) に結集する商業・貿易・銀行資本であり、<sup>(6)</sup> 「金貨本位制導入＝国内経済・為替安定＝イギリス資本導入」論を基礎としており、ここに一方では財政危機に悩むインド政府と「金本位制導入＝為替安定」という点で利害を共通にし (バーバー＝マックケイ連合戦線)、他方「イギリス資本導入」という点で、インドへの資本輸出を望むシティ金融勢力の利害とも共通するものをもっていた。<sup>(7)</sup> これに対して「金為替本位制」案の原像は、ベンガル銀行副総裁である A・M・リンゼイ (A.M. Lindsay) 案を起点とし (彼のパンフレット「Ricardo's Exchange Remedy」初版刊行は一八七六年)、ファウラー委員会における当案の詳細な検討そして部分的採用を経、<sup>(8)</sup> 一九〇〇年の金貨流通の試みおよびその挫折という事実をスプリング・ボードとして、やがて J・M・ケインズの強烈な個性の圧倒的影響の下に一九一三年のチェンバレン委員会報告に結実するものであるが、当案もまたシティ金融勢力の利害を反映するものである。その原像においては、金貨本位制案も金為替本位制案もともに、シティ金融勢力の利害を表現しているものであり、ともにインドへの資本輸出を確保するための構想である。相違は、インドへの資本輸出促進の前提となる為替および国内経済の安定を確保する手段として、前者がインドへのソヴェリン金貨導入を不可欠の手段とみなし、いわば直接統治論の立場をとるのに対し、後者はインドへの金流出によって蒙むるシティの打撃を考慮

に入れ、金貨導入なくしても為替の安定は確保され資本の輸出は促進されるという間接統治論の立場をとることにある。シテイ金融勢力は、資本の輸出は促進したいが、しかし金の流出は耐えがたい、という一種のディレンマに陥っていたのであって、リンゼイ↓ケインズ構想は、シテイ金融勢力の陥っていたこのディレンマを「思考の革命」によって解決しようとしたものに他ならない。ケインズによれば、リンゼイは常に「彼らは不本意であつても私の案を採用するほかはない」(傍点、ケインズ)と主張していた<sup>(9)</sup>。事実、戦前インド幣制はますますリンゼイの予言したものに近づいたのであって、彼は慣習的な思考構造のために自己の姿をいまだ自覚することのできなかつたシテイ金融勢力の潜在的な欲望を先取りしたのであつた。

以上の如く、金貨本位制案と金為替本位制案の対立は、その原像においてはシテイ金融勢力内のインド幣制支配をめぐる構想の対立に他ならず、一九〇〇年の金貨流通の試みの挫折を契機として、早晚この対立は消滅し金為替本位制案一本に吸収されるべき性格のものであつた。しかし「金貨」の理念はなお生き続ける。第一次世界大戦という世界資本主義の大再編成期を経ることによつて、今や金貨本位制導入案はインドの独自の要求として荒々しく復活し、金為替本位制導入案にまともりかけていたイギリスの利益に対する野蛮な脅威としてたちあらわれることになつた。つまりインド幣制支配をめぐるシテイ金融勢力を中心とするイギリス内部での意見の対立が消滅し、インドへの金貨本位制導入は「未開社会の遺物」以外の何ものでもないと考えられはじめるのと踵を接して、金貨本位制の「神話」はその担い手を変えてヒンズーの神々の名のもとに復活したのである。ここに至つて始めて矢内原忠雄氏の両構想をめぐる「イギリス対インド」という図式が妥当する現実が生れる。あるいはより正確に言えば、ロシア革命の側圧を受けつつアメリカを主導国とする「全ヨーロッパ」対「全アジア」(あるいは植民地)の対抗関係の一環としての「イギリス対インド」という図式に、「金為替本位制」対「金貨本位制」の対抗関係があてはまるので

ある。ヒルトン・ヤング委員会における両構想の対立は、ファウラー委員会勧告案対チェンバレン委員会勧告案の対立として現われると言つてもよいのだが、この対立はインド幣制改革の客観的可能性をめぐる二つの路線というよりは、この段階ではむしろ「神話」と「現実」との闘争と化している。金本位制の神話が生れてくる現実が消滅し去つた時、神話は神話として自立し、なにより一つ傷のない完璧なものとして受容される。イエスはうまれ故郷ナザレにおいては職人の子にすぎないが、死後彼は救世主として復活する。金貨本位制の神話はヒンズーの神々の棲む銀本位国インドに復活した。そしてこの神話の暴力はヒルトン・ヤング委員会で猛威をふるうのであり、したがって当委員会の帰趨はもはや従来の幣制改革のワク内ではおさまることのできない、単なる宗主国イギリスだけの関心事ではなく、今やアメリカを先頭とする全欧米先進資本主義諸国にとつての一つの死活問題であつた。

以下、われわれはヒルトン・ヤング委員会に提出された諸資料を検討していくなかで、インドにおける金貨本位制導入という神話の構造と、その成立の根拠、ならびに当委員会における金地金本位制導入勧告の意味を探っていくたい。

(1) この間の事情については「金銀委員最終報告」(Gold and Silver Commission, Final Report of the Royal Commission appointed to inquire into the Recent Changes in the Relative Values of the Precious Metals, 1888, in: Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Monetary Policy; Currency 5)「ヘーンキヤ委員報告」(Indian Currency Committee, 1893, Report of the Committee appointed to inquire into the Indian Currency, in: I. U. P. Series of B. P. P., Monetary Policy; Currency 7)「トナラー委員会報告」(Indian Currency Committee, 1898, Report of the Committee appointed to inquire into the Indian Currency, in: *ibid.*)を参照。また、吉岡昭彦、井上巽両氏の前掲諸論稿をもみよ。なおインド幣制史、幣制問題に関する英語文献は巨大なリストとなつてあらわれるが、参考のため筆者の散見したかぎりの本稿への関連文献を以下に挙げておく。(銀行問題は除く)。

(a) Ambedkar, B. R., *The Problem of the Rupee; Its Origin and its Solution*, 1923, London, P. S. King & Son Ltd.

- (d) Anstey, Vera, *The Economic Development of India, 1929*, Longmans, Chapter XIV & XV
- (c) Chablani, H. L., *Indian Currency and Exchange, 1925*, Madras, Oxford U. P.
- (r) Chandra, Bipan, *The Rise and Growth of Economic Nationalism in India; Economic Policies of Indian National Leadership, 1800—1905, 1972*, People's Publishing House, Chapter VII
- (e) Dadachanji, B. E., *History of Indian Currency and Exchange, 1928*, Bombay, D. B. Taraporevala Sons & Co.
- (t) Dutt, Romesh, *The Economic History of India, Vol. II In the Victorian Age*, London, Routledge & Kegan Paul, Book III, Chapter XII
- (g) Harris, S. E., *Monetary Problems of British Empire, 1932*, Part IV
- (f) Jain, L. C., *The Monetary Problems of India, 1933*, Macmillan & Co.,
- (-) Jather, G. B., & S. G. Beri, *Indian Economics, A Comprehensive and Critical Survey Vol. II, 9th edn., 1952*, Oxford U. P., Chapter VIII & IX
- (j) Jevons, H. S., *The Future of Exchange and the Indian Currency, 1922*, Oxford U. P.
- (k) Kemmerer, E. W., *Modern Currency Reform, 1916*, Macmillan, Part I
- (i) Keynes, J. M., *Indian Currency and Finance, 1913*
- (H) Laughlin, J. L., *A New Exposition of Money, Credit and Prices, 1931*, Chapter XIII
- (n) Shirras, G. Findlay, *Indian Finance and Banking, 1920*, Macmillan & Co.
- (o) Spalding, W. F., *Eastern Exchange, Currency and Finance, 2nd edn., 1918*, Sir Isaac Pitman & Sons.
- (p) Vakil, C. N., & S. K. Muranjan, *Currency and Prices in India, 1927*, Bombay & London
- (q) Wadia, P. A., & G. N. Joshi, *Money and the Money Market in India, 1926*, Macmillan & Co.

② この「転向」をもっとも劇的に物語るのは、「金銀委員会」にインドの代表として出席していた、インド立法府財政委員D. ケービーである (G. F. Shirras, op. cit., pp. 131—2)。

③ ケービー委員会の証人の中で銀本位制維持を唱道しているのは、ダダバイ・ナオロジ (Dadabhai Naoroji) であり (Minutes of Evidence, pp. 106—109)、同様の論理をフアウラー委員会の証人の中で展開しているのは、ロマンヌ・ダッ

- 4 (Ramesh C. Dutt) (Minutes of Evidence, Part II, pp. 112—127 I. U. P. Series of B. P. P. Monetary Policy, Currency 8) とした。いわゆるインド・ナシヨナリストたゞである。しかし彼の中心をむしろ本位制選択問題であるのではなく、金本位制導入にともなう高為替レート政策に対する反対と、本國費廃絶問題にある。なお R. Dutt, op. cit., pp. 578—591 および B. Chandra, op. cit., pp. 271—322 を参照。とりわけ後者の文献は「ナシヨナル・マウラー」両委員会の証言記録等からは読みとりがたいインドの初期ナシヨナリストの幣制問題に対する態度を当時の新聞・雑誌・公演記録等を手がかりとして見事に再現したものであつて興味のあるところがない。
- (4) 言うまでもなく「帝国主義下の印度」はわが國思想史上の一課題ともなりうるが、残念ながら本稿で言及しうることではない。ただ一言しておくならば、資料的制約による限界がたとへばあつたとしても、一九三七年に出版された当著書の思想的意味は、いさゝか減ずるものではない。そこに脈打つ氣迫は今なお行間からにじみ出ている。
- (5) 一八九二年六月二十一日付の Minute by the Honourable Sir David Barbour であつて、同日のインド政府からインド省宛ての手紙に同封されてゐる (Indian Currency Committee, 1893, Correspondence between Government of India and Secretary of State, pp. 5—11, 同じものが、やはり「ナシヨナル委員会」の Appendix I pp. 146—149 にも収録されてゐる)
- (6) インド通貨協会の運動については「ナシヨナル委員会」に提出された「付録」Appendix I に収録された諸資料および J. マッケイの「ナシヨナル委員会」の証言記録 (Minutes of Evidence, pp. 41—55) 及び「マウラー委員会」の証言記録 (Minutes of Evidence Part I, pp. 1—31) など利用しうる資料は豊富である。そこからは、マッケイの攻撃的知性とカリスマ的指導性がまざまざと甦つてきて、この人物の魅力を遺憾なく語りかけてくる。
- (7) ナシヨナル金融勢力を代表する金貨本位制導入者として、ケインズの指摘するの・モンターギユ (Sir Samuel Montagu)、『ロンドン・チャイナド卿 (The Lord Rothschild)』J. ロボツソン (Sir John Lubbock) の「マウラー委員会」の証言によつて、それぞれ Minutes of Evidence, Part I, pp. 248—245, pp. 285—294, Part II pp. 127—140 などを参照。
- (8) リンゼイの小冊子「リカードの為替救済策」は残念ながら筆者は未見である。どなたか所在を御教示願えれば幸いである。ところでこの小冊子の初版発行は一八七六年であり、「ナシヨナル委員会」のもとにも、「いくつかの重要な追加」がなされた第一版が十二部リンゼイの手によつて送付されてあり、その検討を要請してゐるものではあるが (Indian Currency Committee, 1893, Appendix III, pp. 308—309)、『委員会報告』には「様々なトピック」の一としてごく簡単にしか扱はれてゐない (Report,



paras. 144—145) また証言記録においても、C・マクドナルド (Charles Macdonald) の若干たよりげのない賛同表明 (Minutes of Evidence, pp. 27—31) を唯一の例外として、あとは若干の証人の反対意見を聴くだけで、大方の注目をあびることはなかった。ところがファウラー委員会になるとこの状況は一転してリンゼイ案はきわめて大きな注目をあびることになった。ここではリンゼイ自身が証人として一八九八年六月二〇日、同年六月二十一日、同年七月五日の三度にわたって詳細な質問に答えている (Minutes of Evidence, Part I, pp. 112—158)。ハーシェル委員会からファウラー委員会に至るまでのわずか五年間におけるリンゼイ案のこうした急激な注目のあび方は、将来における金為替本位制導入のためのシティ金融勢力によるおそろく無意識の布石となっている。

(9) J. M. Keynes, *op. cit.*, p. 24 (邦訳、二十六ページ)

### 〔三〕 資料の概観

ヒルトン・ヤング委員会報告は全五巻より成りたっている。<sup>(1)</sup> 第一巻が報告本文 (Report, pp. vi+144)。このリポートを作成するにあたっては、まず一九二五年十一月二十三日デリーに最初の会合を開き、以後デリー、ボンベイ、カルカッタでインド側の意見書を収集し、インドでは総計五〇回に及ぶ会合ならびに四六名に及ぶ証人の事情聴取 (うち九つの商業会議所の代表者を含む) をおこない、一九二六年一月八日インドでの委員会開延期間を終了。同年三月一日再度ロンドンに集り、以後五月十二日まで五〇回以上をこえる会合・十七名に及ぶ証人の事情聴取をおこなった。インドおよびロンドンの双方で当委員会が受け取った「意見書」 written statements of evidence は総計一三五件を越える (Report, paras 218—220)。第二巻 (pp. 1—434)、第三巻 (pp. 435—631) の「付録」 (Appendices) にはこれらの意見書の大部分が収録されているが、第二巻はインド側の、第三巻はイギリスおよびアメリカ側の資料がそれぞれ収録されている。また第四巻、第五巻は委員会での「証言記録」 (Minutes of Evidence)

であつて、これも第四卷はインドでの証言記録 (537 pp.)、第五卷はロンドンでの証言記録 (330 pp.) であるが、第四卷、第五卷の事情聴取はそれぞれ第二卷、第三卷に収録された諸意見書を中心におこなわれている。意見書等の類を提出することなしに委員会の証人として事情聴取に応じているのは、インドでの証言記録ではインド造幣局長 (Senior Master of the Mint) である陸軍中佐 G・H・ウィリス (G. H. Willis) ただ一人であり、またロンドンでの証言記録においては、J・M・ケインス、イングランド銀行総裁モンターギュー・ノーマン (Montagu C. Norman) および同僚のチャールズ・マデイス (Sir Charles Addis)、イギリスの諸為替銀行を代表してインド・ナショナル・バンク (The National Bank of India) の総経営者 (General Manager) であるチャールズ・ニコル (Charles Nicoll) かつ大蔵省のシヨイメント・パーマネント・セクレタリー (Joint Permanent Secretary of the Treasury) であり、かつ賠償委員会のイギリス側の代表 (principal British representative on the Reparation Commission) であつたブラッドベリー卿 (Lord Bradbury of Winsford) としてニューヨーク連邦銀行総裁ベンジャミン・ストロング (Benjamin Strong) および同僚の J・H・ホルンダー (Dr. Jacob H. Hollander)、O・M・W・スプラッグ (Dr. Oliver M. W. Sprague) という錚々たるメンバー八名、五組であるが、いわばこれらの人物は特別出演といつたところであり、また彼らの論点がさしあつてのわれわれの問題関心とは若干ずれるので、後論で必要となる時にあらためて言及することとし、今のところ本位制選択をめぐる諸意見を整理するにあつては、まず第二卷および第三卷の「付録」に収録された諸意見を中心に整理していく予定である。行論の中<sup>(2)</sup>が必要がでてくると思うが、その限りで第四卷、第五卷の「証言記録」をもふり返つてみたい。

さて第一卷報告本文(以下、「リポート」と記す)であるが、これについては前掲した横浜正金銀行調査部(堀江悦三)『印度幣制概説』および矢内原忠雄『帝國主義下の印度』に詳細かつ忠実な紹介があるので、ここではその

概要だけをくわしくまんて紹介しておく。内容は、(I) Indian Currency System (paras. 1—53), (II) A Gold Standard for India (paras. 54—82), (III) A Central Bank for India (paras. 83—167), (IV) Stabilisation of the Rupee (paras. 168—213), (V) Miscellaneous Recommendations (paras. 214—217), (VI) Proceedings of the Commission (paras. 218—220), (VII) Summary of Recommendations (para. 221) からなつており、それらいくつかの付屬文書等 (Annexe, Schedules, Note) ならびに D・タクルダス (Sir Purshotandas Thakurdas) による「少数意見書」(Minute of Dissent) が付されている。[I]では、まず一八九三年來のインド幣制史を概観し (paras. 1—9)、以下「現存制度」(paras. 10—11) で、ルビーの金価値安定は基本的にはインド政府の政策にかかっていることが指摘され、準備問題 (paras. 12—17)、通貨供給の「弾力性」(paras. 18—19)、一通貨及び信用の「統制」(para. 20) を論じていく中で現存制度の諸欠陥が指摘されていくが、それはパラグラフ二十一で次の四点に「要約」される。すなわち、(1) 現存制度は複雑であること。ルビー銀貨および紙幣という二種の名目貨幣ならびに流通せざるソヴェリン金貨が存在し、ルビー銀貨はきわめて高価であり、かつ銀地金が一定レベル以上に騰貴すると市場から消失しがちであること、(2) 準備制度がきわめて複雑であり、信用統制と貨幣政策との責任の分割があること、(3) 通貨の自動的拡大・収縮を保証しえず、あまりにも通貨当局の意志に大きく依存していること、(4) 通貨の弾力性の欠如。そしてインド幣制にとって基本的に必要なものは「確実性と單純性」(certainty and simplicity) であつて、それなくしては「通貨安定に対するインド公衆の信頼」が得られず、また「信頼」(confidence) なくしては非經濟的な退職の慣習を決してなくすことができず、まさにそうした投資誘因の欠如がインドの進歩にとって最悪の障害になつていくことが指摘され (para. 22)、次に幣制改革のための三つの選択的提案がなされる (para. 23)。すなわち、(1) スターリング為替本位制の完成、(2) 金為替本位制の採用、(3) 金通貨をとまなう、あるいは

はともなわぬ固有の金本位制の採用(つまり(a)金貨本位制、(b)金地金本位制)<sup>(3)</sup>。以下、スターリング為替本位制、金為替本位制、金貨本位制採用の是非が論じられていくが(paras. 24—53)、最大の力点はインド政府財務局メンバー(H. Denning, Basil Blackett, A. C. McWaters)による金貨本位制導入プラン(App. Nos. 5—7)の検討・批判におかれており、(1)インドの追加的金需要の世界に与える影響(paras. 36—38)、(2)金需要量と金需要時期推定の不確実性(paras. 39—45)、(3)世界の銀市場に与える影響(paras. 46—47)、(4)退職銀に与える影響(para. 48)、(5)中国に対する影響(paras. 49—50)、(6)信用調達問題(para. 51)についてそれぞれ検討され、インド金貨本位制導入案は受け入れがたいものとして放棄される。[II]「インドにとっての金本位制」では金貨流通をとまわぬ固有の金本位制(金地金本位制)が最良の幣制であることが積極的に示され、その導入プランが具体的に提示される。詳細には後論で述べる。[III]「インドにとっての中央銀行」は単独の章としてはリポートの最大の部分を占めており、中央銀行設立の必要性およびその設立プランが紙幣発行問題および準備問題を中心にして提出される。[IV]「ルピーの安定化」では、戦前の一シリング四ペンス・レート復帰論と現行レートである一シリング六ペンス固定論とが比較検討され、後者が妥当なものとして勧告され、その根拠が示される。

以上が、リポートのごく大ざっぱな見取図であるが、先にも述べたようにこれは第二巻から第五巻までに収録された意見書、証言記録をベースにして作成されたものである。したがってわれわれの作業としては今一度、当委員会に提出された諸意見等を手がかりとして、当時のインド幣制改革をめぐる諸問題を再構成すること。次にそれを足場として、リポートによる金地金本位制採用勧告の意味を問うていくことが必要とされる。

さてインド側の諸意見を収集するために、当委員会が事前に作成準備し配布した質問条項は以下のものであった(App. No. 1. 以下、第二巻および第三巻からの引用はすべてナンバーだけを記す)。質問は九項目にわたって

る (a)(b)(c) : は便宜のため筆者がかきたした)。すなわち――

- (1) (a) ルビー安定化方策あるいはその他の方策によってインドの通貨および為替問題を解決するための時は熟したか？ (b) 国内価格の安定と外国為替の安定とを比較した場合いずれが重要であろうか？ (c) ルビー為替レートの上昇あるいは下落、および高為替レートあるいは低為替レートでのルビー為替レートの安定が、貿易および農業を含めた産業、および国内金融に与える諸影響はいかなるものであろうか？
- (2) ルビーの安定化がなされるものとすれば、(a) いかなる価値基準にてらして、また(b) いかなるレートで、ルビーは安定させらるべきか？ (c) (ルビーの) 安定化に関する何らかの決定はいつ実行にうつされるのか？
- (3) もし選択されたレートが実質的に現行レートと異なっているとすれば、(現行レートから選択されたレートへの) 移行はどのようにして達成されるべきか？
- (4) (a) ルビーを選択されたレートに維持するためには、いかなる方策が採用されるべきか？ (b) 戦前に実施されていた金為替本位制は継続されるべきか、また(c) いかなる修正をもつて継続されるべきか (もしあれば) ？ (d) 金本位準備の構成、規模、設置、使用はどうあるべきか？
- (5) (a) 紙幣発行の統制は誰に委ねられるべきか、またいかなる原則で統制されるべきか？ (b) 紙幣統制あるいは紙幣管理はインド帝国銀行に移譲されるべきか、またそうだとすれば、移譲の一般的条件はどうあるべきか？ (c) 紙幣発行の裏づけ (Backing) に関してはどうのような条項がつくりだされるべきか？ (d) 紙幣兌換のための便宜はいかなるものであるべきか？ (e) 小額紙幣の発行に関する政策はいかなるものであるべきか？
- (6) (a) インドでの金鑄造および通貨としての金使用に関する政策はいかなるものであるべきか？ (b) ルビーの金兌換義務はおこなわれるべきか？
- (7) (a) インド政府の送金操作はいかなる手段によって処理されるべきか？ (b) 送金操作はインド帝国銀行によって管理されるべきか？
- (8) (a) 通貨の季節的需要に対処するための弾力性の増大を確保するために何らかの望ましい方策があるか？ もしあるとすればいかなる方策か？ (b) フンディ (Fund) インド土着の約束手形ないし割引手形 (筆者注) に対して発行される通貨に関して何らかの条件が定められるべきか、もし定められるとすればいかなる条件か？

(9) 現行の銀購入方法に何らかの変更がなされるべきか？

みられる如く質問は多岐にわたり、また必ずしも項目ごとにとまった質問がなされているとは言いがたいのであるが、いちおう質問の内容を整理しておけば、(1) 状勢判断、(2) 為替レート問題、(3) 本位制問題、(4) 準備(金本位準備・紙幣準備)問題(5) 紙幣発行・統制問題、(6) その他、となるであろう。このうち紙幣発行・統制ならびに政府送金業務の操作・管理(インド省手形・逆インド省手形の売却業務)に関してはインド帝国銀行への移譲という点でおおかたの意見の一致をみており、また本位制問題に焦点をあてようとする本稿の範囲を越えたそれ自体一つの大テーマであって、いずれ稿をあらためて「インド中央銀行の成立」に關しては言及する予定であるので、ここではいちおう考察の対象からはずしたい。<sup>4)</sup> また為替レートの選択・安定およびその諸産業に与える影響等についても、産業・貿易構造の分析(とりわけ第一次世界大戦の与えた諸影響)なくしては十分に解明することはできないし、それこそまた別の一大テーマであるので、これもまた本稿の直接の考察対象の範囲外であって、為替レート問題に關しては、本稿でとりあつかう本位制問題に直接的な關連をもつかぎりでのみ言及するにとどめる。かくしてわれわれの当面の問題関心Ⅱ問題の限定からみて、次の項目のもとに諸意見書を整理してみた。(1) 本位制の選択、(2) その本位制選択の理由、(3) 選択された本位制の導入プラン、あるいは現存制度の修正・改革案、(4) 紙幣準備・金本位準備問題、(5) 為替レートの選択問題。第二卷、第三卷の諸資料のうちで、これらの問題に該當する意見を述べているものを一覽表にしたものが第一表「本位制選択をめぐる諸見解」である。

## めぐる諸見解

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位準備問題	為替レート選択問題
段階的金貨本位制の導入 (詳細は本文参照)	(詳細は本文参照)	現行レート (Rs. 1=1s. 6d.) での安定。 (App. 4 による)
ルピーはスターリングにではなく金にリンクされるべきであり、スターリング証券は金証券に転換されることが必要	管理通貨の自動操作を確保するためには、為替準備を通貨準備から嚴格に分離することが必要であり、為替準備はインドにも設置される。その機能は、(1)インド省手形・逆インド省手形の売却と現金化、(2)為替目的のために必要とされる地金の売買	ヨーロッパの貨幣安定が先決問題であって、それなくしてはインドの為替安定の試みは徒勞
ソヴェリン金貨の法貨性の廃止	(1)紙幣準備・金本位準備双方のインド設置 (2)金準備の大部分は実際の金で保有されるべきである。	目標は戦前の 1s. 4d. gold であるが、金価格の今後の動向が依然として不確定である現状ではルピー為替レートの固定は時期尚早であり、唯一の実行可能な方法は当局に裁量の余地を残すような形で、為替レートの上限 (1s. 6d.) と下限 (1s. 4d.) を設定すること。
十分な金準備を蓄積したのちに金貨本位制へ移行する。ただし金貨流通は理論の上でのことであって、実際には金は銀行準備の中に蓄積され、金兌換紙幣が流通する。	(1)金本位準備の大部分は外国証券で維持されるのが望ましい。(なぜならば、インドでは貿易収支が、めったに逆調になることがないので全準備を流動的な金で維持するのは無駄) (2)金本位準備の全ての管理は、インド政府に委ねられ、インド政府は証券を選択し、流動的な金はインド国内で維持されるべき。	(1)価格を低水準に維持する。 (2)将来の銀価高騰に対して保護を与える。 (3)本国費の重荷を引き下げる、という観点からみて、戦前レート (1s. 4d.) よりも高いレートが望ましい。
金(地金)本位制への移行は、通貨の購買力が金平価で維持されるような為替レートを選択しようかどうかにかかっている。	金本位準備はただちに紙幣準備に併合される。	ルピー安定化の時期はまだ熟していない。(世界の経済状況はまだ十分安定していない)

第1表 本位制選択を

App.No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
5	H. Denning Controller of the Currency	金貨本位制	(1)戦前制度の諸欠陥を克服する唯一の方法 (2)金貨導入は理想的制度(現在イギリスで実施されている金地金本位制)の達成を促進する。 (詳由は本文参照)
12	P. Basu Vice-Principal, Holkar College, Indore	金為替本位制	(1)金の節約 (2)金貨本位制と同様に自動的かつ安定的 (3)国際金為替本位制発展の可能性
13	H. L. Chablani Head of the Economics Department, University of Delhi	金地金本位制	(1)通貨の自動的拡大・収縮および安定性の保証 (2)金の節約
14	B. G. Bhatnagar Lecturer in Economics, Allahabad University	スターリング為替本位制。ただし永久的制度としてではなく、インドの理想である金本位制へのステップとして。	(1)過去の幣制史によって刻印されきた歴史的制約を離れて解決はない。 (2)ルピー銀貨を愛好するインド人の国民感情と国民的偏見 (3)金本位制導入に反対するロンドン貨幣市場の利害関心は過去の歴史であり、現在では、このことに頭を悩ます必要はない。
15	G. Chand Professor of Economics, Benares Hindu University, Benares	金地金本位制	(1)金貨流通なしでも金本位制は可能。ただし、 (a)通貨価値が金平価に維持されること。 (b)ルピー銀貨および紙幣の金兌換



選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位準備問題	為替レート選択問題
<p>金貨本位制への移行期の早急な設定、当該期間中は金為替本位制が作動する。その間政府は十分な金準備をつくりだす。</p>	<p>(1)紙幣準備、金本位準備の管理および投資はインド帝国銀行に委ねる。 (2)移行期間中は、金本位準備はロンドンに設置しておくほうが有利。</p>	1s. 6d.
<p>(1)金貨製造のための造幣局開設 (2)铸造金貨は1918年のモハー金貨 (Gold Mohur)。ただしソヴェリン金貨も無制限法貨とする。 (3)新ルビー銀貨の铸造停止、現存ルビーは無制限法貨のまま。1918年同様ルビーのモハーに対する比率は 15:1 とする。</p>	<p>金本位準備は、その一部を紙幣準備に移したのちに、現在と同様紙幣準備とは分離された準備として継続する。</p>	—
<p>(1)新ルビーの铸造停止 (2)通貨に対する追加需要は金貨および金紙幣の発行によって満たされる。 (3)ソヴェリンと同量同純度のモハー金貨のインド造幣局による発行。 (4)政府・インド帝国銀行による為替平価にほぼ等しいレートでの金売買。 (5)一定期間後に、ルビーを制限法貨とする。 (6)ルビーとモハーの交換比率は 15:1</p>	<p>(1)紙幣準備のうち少くとも総紙幣流通量の半分は金属準備 (主に金)、残りは証券 (モハー証券、スターリング証券) で支えられる。 (2)紙幣準備・送金業務・金の売買の管理はインド帝国銀行に委ねられる。</p>	—
<p>ただちに必要とされるのは一定の準備的諸方策。すなわち (1)新ルビー銀貨、ルビー紙幣の発行停止・追加需要は金紙幣・金証券によってまかなう (金貨需要はただちにはおこらない)。 (2)適切な金準備がつくられ</p>	—	—

71 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名 前・職 業	本位制の選択	選 択 の 理 由
			(c)一定量の金準備、が条件。 (2)インド人は流通のための金貨を必要としない。
16	The Chamber of Commerce, Bombay	金貨本位制	(1)より自動的な性格 (2)国内価格のより安定的な性格 (3)ルビー銀貨よりも金貨のほうがより容易に収縮可能 (4)銀行業に対する信頼の増大 (5)金輸入の増大による実質的富の増大 (6)農民は銀よりも金を選好する
17	B. F. Madon	金貨本位制	(1)政府による通貨操作の排除=通貨の自動性を与える。 (2)民衆によって実際の本位貨が何であるかが容易に理解される。
19	C. N. Vakil  Professor in the School of Economics and Sociology, University of Bombay	金貨本位制	インドでは金貨流通の一段階を経ることが必要であつて、金貨流通をとまなり法貨とすることは、誤解されがちであり、成功はおぼつかない。イギリスが現制度に到達するまでには、金貨流通の長い歴史がある。
20	P. A. Wadia Professor of Economics & Politics, Wilson Colledge, Bombay  & G. N. Joshi	金貨本位制	(1)今日のインドが経済的に最も必要としているものは資本であつて、金本位制導入による資本導入促進によって経済発展が促進される。 (2)今日ではインドの繁栄はヨーロッパ諸国の繁栄を意味する。すなわちイン

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位制準備問題	為替レート選択問題
<p>るまでは、現存の名目通貨を金に転換する必要はない。</p> <p>(3)金自由鑄造のための造幣局開設。金貨は、ソヴェリンと同量・同純度のモハー金貨。</p> <p>(4)ルビーと本位貨の比率は法令によって 15:1 とする。</p>		
<p>(1)ソヴェリンと同量・同純度のモハーを金貨とする。</p> <p>(2)新ルビーの鑄造停止</p> <p>(3)新鑄造は金のみに限られる。</p> <p>(4)ルビーとモハーの交換比率は 15:1</p> <p>(5)紙幣の兌換は、政府の選択によって現在のところルビーあるいはモハーのどちらかにする。</p> <p>(6)一定期間後にルビーは制限法貨となる。</p>	<p>(1)紙幣準備の大部分は金貨および金地金、一部は証券で構成される。設置はインド、少なくとも金部分についてはインド。</p> <p>(2)金本位準備の一部は紙幣準備に移行され、効果的な金本位制の確立を促進する。残りは金本位制維持のための準備の中に維持される。</p>	
<p>金本位制が実施可能になるまでは、ルビーをスターリングにリンクすることによって金を替本位制を促進する。</p>	<p>金本位準備</p> <p>(1)ロンドン設置、(2)構成は、イギリス大蔵省証券およびインドのスターリング証券、(3)規模は5000万ポンドあるいは状況変化に必ずるのに必要とされる額、(4)機能は、為替の統制、緊急的目的、およびインドのポンド債務の支払い。</p>	<p>(1)1s. 6d. レート</p> <p>(2)為替の上限・下限の固定化、(インド省手形、逆インド省手形の売却)</p>
<p>膨大なルビー銀貨流通量を考えると金貨本位制をただちに導入することは不可能であり、まずそのための第一歩としてルビーの鑄造を停止する。</p> <p>(1)金貨鑄造に対する造幣局開設。金貨はソヴェリンが優先されるが、ロンドン造幣局が反対すればモハー。モハーの量目・純度は、金・ルビー交換比率が固定したのち決定される。</p> <p>(2)紙幣使用がより増大するまでは、金貨は自由に与</p>	<p>金本位準備は、もしルビーの鑄造が新たになされないことすれば増加することはない。金本位制が完全に確立すれば、金本位準備はインドのポンド債務の引下げといったようなインドに利益になるような目的のために使われる。</p>	<p>外国からの競争、とりわけ日本、フランス、ベルギー、イタリアのような平価を切り下げた諸国との競争をするためには 1s. 4d. まで為替を下げる必要が要。</p>

## 73 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名 前・職 業	本位制の選択	選 択 の 理 由
	Professor of Economics & History, Wilson Colledge		ドへの金本位制導入は、インド人の経済生活を刺激し、購買力を増大させ、イギリス商品に対する需要を創り出し、ひいてはイギリスの失業を引き下げる真の治療策となる。
22	The Indian Merchants' Chamber, Bombay	金貨本位制	ファウラー委員会勧告を無視した「金為替本位制」の導入は、インド政府およびロンドンの利益に資するようによりインド幣制を操作するものであって、それはインドへの金の流入を阻止しつづけてきた。
23	K. Premchand Partner of Messrs. Premchand, Roychand and Sons, Bullion, Exchange and Finance Brokers, Bombay	スターリング為替本位制	—
24	P. M. Dalal Messrs. Merwanjee and Sons, Exchange, Finance and Bullion Brokers, Bombay	金貨本位制	金本位制確立はインドを世界のすべての先進諸国と同一の地盤に立たせる。

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位準備問題	為替レート選択問題
えられるべき。		
<p>(1)ソヴェリンと同量・同純度のインド金貨を法貨とする。</p> <p>(2)インド設置の準備に保有されている金に対して、15ルピー=1ソヴェリンをベースとして金証券を発行する。</p> <p>(3)ルピー銀貨ルピー紙幣の新規発行の停止</p> <p>(4)10年以内の間に現在銀をバックにして発行されている紙幣を回収し、金証券をもってそれに置換する。終了した時点でルピー銀貨を制限法貨とする。</p>	—	<p>1s. 4d. gold</p> <p>もし 1s. 6d. レートがとられたとするならば、輸出業者の利益の減少・輸出価格上昇→国内価格上昇→国内農民の所得低下→購買力低下→織物（製造工場生産）に対する需要の減退および日本製品の輸入・競争による価格引下げの必至性→コスト引下げの困難→多くの製造工場の破産という結果になる。</p>
<p>中期計画案</p> <p>(1)1928年3月31日まで金為替本位制の継続。ルピー銀貨・ルピー紙幣の金紙幣による置換。外国送金のために金が与えられ、外国為替レートは固定されるべきではない。</p> <p>(2)ボンベイに設立される金造幣局は1928年3月31日までは政府に対してのみ開設。</p> <p>(3)ソヴェリン・金紙幣は無制限法貨。ルピー銀貨およびルピー紙幣は Rs. 1000 まで法貨とする。</p> <p>(4)銀紙幣の金紙幣への置換。新ルピーの鋳造停止。ルピーは 15:1 の比率でソヴェリンにリンク。</p>	<p>(1)すべての証券を清算することによって紙幣準備中の金準備を強化する、この金は、勿論インドに維持される。</p> <p>(2)ロンドンに設置されている準備を金の形態でインドに移す。</p>	<p>為替レートに対する統制および人為的安定化はないほうがよく、自然の実勢にまかせるべきであるが、もし統制されるとすれば 1s. 4d.</p>
—	—	1s. 4d.
<p>できうる限り速やかに金の自由鋳造に対してインド造幣局を開設する。</p>	<p>金本位準備はインドに設置されるべきであり、準備の少くとも半分は金、残り半分は、金に容易に変えられる短期証券、規模に関しては何らの制限もおかれるべきではない。</p>	1s. 4d. gold

## 75 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
25	The Millowners' Association, Bombay	金貨本位制	(1)現在の制度はルビーの価値が政府の恣意によって上下させられるものである。金本位制はこれを防ぐ。 (2)国際的に認められている唯一の価値基準は金である。
26	Balkrishna Principal, Rajaram Colledge, Kolhapur	金貨本位制。しかしただちに導入することは不可能であって、その間は、現在イギリスで適用されているタイプの金為替本位制	(1)外資導入の刺激になる。 (2)自動的な為替の安定 (3)インドの金吸収はヨーロッパにとっても利益(価格上昇の歯どめ) (4)スターリングの地位低下とドルの地位上昇 (5)ロンドンよりもアメリカ市場でのほうが起償しやすい。 (6)その他
27	J. A. Wadia	金貨本位制	—
28	G. I. Patel Joint Honorary Secretary, Ahmedabad Millowners' Association	金貨本位制	(1)退蔵金の放出→インドの産業と貿易に対する刺激 (2)外国為替および国内価格の安定 (3)インドのような国にとって金貨なしの金本位制を採用することは困難。イギリスで適用されているより経済的な金本位制をインドで適用するために

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位準備問題	為替レート選択問題
<p>(1)政府および公衆に対して造幣局を閉鎖することによってルビーの鑄造を停止する。</p> <p>(2)金貨鑄造のための金造幣局開設。</p> <p>(3)金貨とルビーとのレートの固定。</p> <p>(4)ルビーは金に兌換できず、また金もルビーに兌換できないが、しかし双方とも法律にとって固定された比率で無制限法貨として流通する。</p>	<p>金本位準備の廃止</p>	<p>1s. 6d. その理由は</p> <p>(1)戦前平価への復帰は、戦前の価格水準への復帰ではない。</p> <p>(2)戦前平価への復帰は名目的にも正しくない。</p>
<p>(1)新ルビーの鑄造停止。新通貨は金に対してのみ発行される。</p> <p>(2)金準備の強化。</p> <p>(3)金造幣局は早期にインドで開設されるべきであり、ソヴェリンあるいは、ソヴェリンと同量・同純度のモハールの無制限鑄造に対して開設する。</p> <p>(4)ルビーの制限法貨化。ただしルビーが制限法貨となる以前に、国内の使用のためにはルビーの金兌換はなされない。</p>	<p>金本位準備はすべて金で維持され、またそのすべてがインドに保持される。</p>	<p>できるだけ速やかに戦前の平価である 1s. 4d. に復帰する。</p> <p>適切な為替レート選択の問題は1898年にすでに解決されている。</p>
<p>金本位制への移行のための「移行期」Transitional Period の設定</p> <p>(1)当該期間におけるルビー為替価値の固定 (1s. 6d. gold)</p> <p>(2)必要とれる金量を除々に獲得すること。</p> <p>(3)過剰のルビー銀貨を除々に処理すること。</p>	<p>—</p>	<p>金本位制プログラムを実行に移すことなく、為替レートを 1s. 6d. であれ 1s. 4d. であれ固定することは無意味。</p> <p>「移行期」においては 1s. 6d. gold で固定。</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1s. 6d.</p>

77 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
			は、金貨使用は必要な一段階。
29	B. R. Ambedkar Barrister-at-Law	金貨本位制	金為替本位制は欠陥をもち、インドにとっては利点をもたない。すなわち (1)金本位制の固有の安定性を欠く。 (2)通貨発行が任意的であつて、それを統制するものがない。 (3)経済的ではあるが、まさにそのために安定性を欠く。
30	The Marwari Chamber of Commerce	金貨本位制	(1)国内価格の安定 (2)外国為替の安定
31	C. B. Mehta Cotton & Bullion Broker and Commission Agent, Bombay	金貨本位制	インドの人々がより教育を受け、より文明化されるまでは金貨は必要。
32	H. S. Lawrence Finance Member of the Government of Bombay	金為替本位制	1922年のジェノア会議で警告された世界的な金不足の危険を考慮に入れる必要がある。



選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位制準備問題	為替レート選択問題
<p>金本位制の適用は、金貨が必ず大量に流通しなければならないということを意味しない。また金貨を強制的に流通させようとする試みはなされるべきではない。</p> <p>(1)ソヴェリンと同量同純度のモハーの鑄造  (2)ルビーの制限法貨化  (3)新ルビーの鑄造停止  (4)モハー・半モハーの自由鑄造に対する造幣局の開設。</p>	<p>金本位準備の消滅→イギリスに準備を維持する必要もなくなる。</p>	<p>1s. 4d.</p>
<p>(1)ルビーの制限法貨化  (2)ソヴェリンあるいはモハーに対するインド造幣局の開設  (3)金貨とルビーとの交換比率は1:15</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(1)価値基準としてのルビーの廃止、ルビーの制限法貨化  (2)ソヴェリン、半ソヴェリンと同量、同純度のモハー・半モハーが鑄造され、無制限法貨とされる  (3)ルビーとモハーの交換比率を固定する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(1)金本位制への移行のために、ルビーと金との交換比率を決定する (1s. 5d.)  (2)モハー金貨の新鑄造。ルビーとの交換比率は1:10とし、無制限法貨とする  (3)ルビーの名目鑄貨への地位引下げ、50モハーあるいは500ルビーまで法貨とする  (4)ルビー紙幣およびルビー銀貨のモハー金貨とりわけ金紙幣への置換。これらの金紙幣は無制限法貨</p>	<p>—</p>	<p>金本位制への移行期においては 1s. 5d. 金本位制が確立したのちは実勢にまかせろ。</p>
<p>—</p>	<p>金本位準備  (1)構成は大半が金、残りはイギリス帝国の短期証券  (2)規模は現在の4000万ポンドより増大することを許す  (3)ロンドン設置。しかし金</p>	<p>1s. 6d.</p>

79 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
33	P. Banerjea Minto Professor of Economics, Calcutta University	金貨本位制(ただし理想は国際金為替本位制)	(1)自動性 (2)金は国際的な価値基準 (3)インドの貿易関係は主に金使用国とのそれ。 (4)価格の安定 (5)退職金の放出をさそう。
34	B. Venkatapatiraju	金貨本位制	不確実性の極小化
35	B. R. Rau	金貨本位制	(1)諸外国の金本位制復帰によって金は再び国際的決済手段となった。 (2)インド人の信頼と希望をかなえる (3)産業への刺激 (4)金価格水準の維持 (5)金退職性向の排除
36	J. C. Sinha Reader and Head of the Department of Economics, Dacca University	金貨本位制(理想的形態ではないが、現状では最良のもの)	(1)より自動的→人々の信頼の回復 (2)金本位国との為替レートの簡易化 (3)世界の金供給は金需要よりも増大していると考えられるので、インド金貨本位制導入は西欧諸国にとって経済的な利益である
37	The Bengal Chamber of Commerce	スターリングが替本位制(ただしスターリングの金平価回復をまっぴらから)	スターリングに対してルビンを安定させることは長年の慣習からいって自然である。また同時にインド貿易の大半を占める諸国の基礎である金に対してルビンを固定することも望まし

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位制問題	為替レート選択問題
	の一部はインドに設置され、ロンドンで保持されている金はイヤマークされる	
(1)銀の制限法貨化 (100 ルピーまで) (2)ソヴェリン金貨鑄造に対する造幣局の開設	—	1s. 4d.
新制度への移行は、 (1)まず第一に 1s. 4d. へ復帰する (2)この時点でモハー金貨の自由鑄造に対する造幣局開設し、それと歩調を同じくしてモハー紙幣を発行する (3)ルピーおよび紙幣の金兌換 (政府は積極的に銀よりも金を兌換すべき)	貿易バランスはインドにとってめったに逆調になることはないので、準備をインドの外部に維持する理由は何もない。	1s. 4d.
(1)インド人はポンド・スターリングおよびソヴェリンになれているので、インドの金本位制は便宜的にポンド・スターリングに関連づけられる、 (2)ルピーは15:1の比率でスターリングに固定され、補助的な貨幣単位の地位に引下げられる (3)国内の紙幣はまったく金に兌換することはできないが、しかし完全法貨である	国際決済を促進するために、インドの通貨為替準備 (the Currency Exchange Reserve) はインドの主要商業中心地 (ボンベイ、カルカッタ) のみならず、インドの国際貿易がおこなわれる外国中心地 (ロンドン、ニューヨーク、横浜) にも設置されることが望ましい。	—
(1)ソヴェリンと同量同純度のモハー金貨の鑄造 (2)ルピーは、現在のところ無制限法貨であるが、金本位制導入ののちは制限法貨となる (100 ルピーまで) (3)ルピーとモハーの交換比率は15:1 (4)金自由鑄造に対する造幣局の開設	—	1s. 4d.

81 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名 前・職 業	本位制の選択	選 択 の 理 由
			<p>い。したがってスターリングと金との双方に対する安定がもたらされないならばそのどちらか一方に対してルビーを安定化させる試みは延期されるべきだ。</p>
38	<p>B. Chakravarti Barrister-at-Law</p>	金貨本位制	—
39	<p>The Indian Chamber of Commerce, Calcutta</p>	金貨本位制	<p>(1)簡易かつ明白な制度 (2)行政当局の介入をうけない (3)通貨の自動的拡大・収縮 (4)輸出の完全なる利益を獲得することができる (5)公衆は現在彼らの意志に反して支払っている通貨に対する激しい負担から免かれる</p>
40	<p>A. Ramaiya</p>	<p>スターリング為替本位制(「自動的通貨・為替本位制」 an automatic Currency &amp; Exchange Standard)</p>	<p>(1)イギリス・ポンドの金平価復帰によって、いまやルビーをスターリングで安定させるべきか、金で安定させるべきかという問題は消滅した (2)金本位制復帰という世界の大勢にしたがうのが最も安全 (3)金貨流通を望んでいる国は、世界中どこにもない (4)「管理」通貨“managed” currency ではなく「管理された金本位制”managed gold standard”</p>
41	<p>The Marwari Trade Association, Calcutta</p>	金貨本位制	<p>金貨導入は人々の信頼回復の手段</p>

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位準備問題	為替レート選択問題
(1)通貨の基準はモハー金貨とし、インドの造幣局で自由に鑄造する (2)ルビーは制限法貨となり、ルビーとモハーの交換比率は15:1 (3)ルビー銀貨およびその他の鑄貨からの鑄造利益金は金で維持され、インド帝国銀行にあずけられる。そして紙幣のサポートに使用される。	金本位準備のロンドン設置の廃止	—
(1)ソヴェリンと同量・同純度のモハー金貨の鑄造 (2)ルビーとの交換比率は15:1 (3)金自由鑄造に対する造幣局の開設 (4)新ルビーの鑄造停止	—	—
(1)10ルビー金貨の無制限鑄造および発行 (2)ルビー銀貨および半ルビー銀貨も無制限法貨にとどまる (それ故に貨幣制度は大戦前のフランス、あるいはU. S. のそれに似たものになる)	金本位準備は紙幣準備と一体化して消滅する。	1s. 6d.
(1)ソヴェリン、半ソヴェリンのインドでの鑄造 (2)ルビーに対する金兌換義務はただちに実行することはできない。	—	現行レートからあまりかけはなればレートをとるべきではなく、実際的には1s. 4d. か 1s. 6d. かどちらかを選択する。
—	—	現行レート

83 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App. No.	名 前・職 業	本位制の選択	選 択 の 理 由
42	K. T. Shah  Professor of Economics, University of Bombay	金貨本位制	(1)通貨に対するより大きな信頼を生む (2)価格を安定させ、投機を避ける (3)資本投資に対する価値減価の危険を引き下げる (4)イギリスに巨額の国庫残高を置く必要がなくなり、インドの貨幣市場は周期的な逼迫から自由になる
43	The Bengal National Chamber of Commerce	金貨本位制	為替レートの安定→金本位制採用諸国の価格水準との連動(とりわけ農産物価格の安定)→農民およびその他生産者の状態の改善
44	H. S. Jevons  Professor of Economics in the University of Rangoon	金貨本位制	世界の最先進国の動向に歩調をあわせる。
45	T. K. D. Aiyar  Acting University Professor of Economics, Madras University	金貨本位制	(1)金貨流通はインドにとって必要な一段階である。 (2)金は国際通貨である。
47	C. J. Hamilton  Professor of Economics, Patna University	(金)為替本位制	(1)金為替本位制の利点は、独立国・従属国をとわず妥当する。 (2)逆インド省手形売却に比べてこおむった損失は為替本位制の直接的帰結ではない。 (3)「管理通貨」対「自働通貨」という比較は誤り。 (4)インドは債務国であつて、このことと貿易バランスの黒字とは関連性をもたない。 (5)為替本位制の下でもインドは自国の欲する金を得

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位制準備問題	為替レート選択問題
—	—	—
—	—	できる限り速やかに為替レートを固定すべき。
<p>(1)単位はルビー金貨、ルビーの金に対する比率は、イギリス・ソヴェリンに対して15:1</p> <p>(2)ソヴェリンあるいは1918年のモハー金貨のインドでの鋳造</p> <p>(3)新ルビー発行の停止、現在流通しているルビーは完全法貨とする。将来時点でのルビーの廃貨問題はペンディング</p> <p>(4)現在のところ、紙幣は政府の選択で金あるいは銀のどちらかに兌換される。</p>	<p>(1)金本位準備の大半は金貨および金地金で維持され、それは紙幣準備と一体化されてインドに設置され、紙幣発行の支えとなる。</p> <p>(2)紙幣準備、および金本位準備のボンド証券部分だけがロンドンに設置される。</p>	1s. 4d.
インド帝国銀行の全支店においてルビーに対してスターリングを常時兌換する。	基本的には戦前と同じ。	現行レート
<p>(1)金およびソヴェリン（あるいは1918年のモハー金）の鋳造に対する造幣局開設、無制限法貨とする。</p> <p>(2)モハーとルビーの交換比率は1:15</p> <p>(3)現在流通しているルビーは今後ほぼ10年間無制限法貨</p> <p>(4)今後の通貨発行は金に対してのみ。</p>	<p>(1)紙幣準備の大部分は金貨、残りは証券とする。インドで維持される金部分はインドの産業発展を促進するために使用される。他方証券部分はイギリスに維持する。</p> <p>(2)金本位準備は一部を紙幣準備に移し、効率的な金本位制確立を促進する。</p>	—
<p>(1)ソヴェリンあるいはモハーのインドでの鋳造</p> <p>(2)新ルビーの鋳造停止</p> <p>(3)現ルビーは金本位制が効果的に作用するまで法貨</p> <p>(4)ルビーとソヴェリンの交換比率は15:1</p>	—	1s. 4d.
<p>(1)ルビーの法貨性の廃止</p> <p>(2)国内での紙幣の金兌換</p>	金本位準備の設置は大半がインド、一部がロンドン。また金本位準備中のすべての金をインドに保持すると	—

85 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名 前・職 業	本位制の選択	選 択 の 理 由
			ることを阻止されない。 (6)金貨本位制の適用は費用 が高くつく。
50	Chamber of Commerce, Madras	スターリング為替 本位制	—
51	Burma Indian Chamber of Commerce	金貨本位制	1893年以來のインドの目標
52	The Karachi Chamber of Commerce	スターリング為替 本位制	—
53	The Karachi Indian Merchants' Association	金貨本位制	(1)金為替本位制は非科学的 かつ有害→非効率的經濟 をもたらした。 (2)金為替本位制はマニピュ レートされがち (3)金貨本位制導入要求はフ ァウラー委員会以後30年 もたっている。
54	S. N. Pochkhanawala  The Central Bank of India, Ltd., Bombay	金貨本位制	安定性及び自動性
55	D. E. Wacha	金地金本位制	(1)現在世界貿易の大半は金 をベースにして行なわれ ている。 (2)金貨流通は本質的なもの



選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位制準備問題	為替レート選択問題
	<p>いう考えには賛成しがたい。</p>	
—	—	<p>1s. 4d. (1s. 4d. 以上の為替固定はインドの農民にとって巨大な損失。)</p>
<p>(1)金鑄造のための造幣局開設 (2)金本位制の確立とともに、ルビー銀貨は Rs. 50 までに、その法貨としての性格を制限する。</p>	—	<p>1s. 6d. 水準での安定の時期は熟していない。ただちになしうる唯一のことは、一切の人為的干渉をとり去って、ルビーの自然レートを見出すこと。</p>
<p>ロンドンでインド省手形を売却する旧来の方法に代えて、政府によるインドでのスターリング売買が適用されるべき。その理由は (1)インド貿易の大半がインドから発していること、 (2)為替レートはインドで固定されていること。 (3)旧来のロンドンでのインド省手形発行は、インドの今日の要求にはあわないこと。</p>	—	<p>為替固定の時期は熟していないように思われるが、もし固定されるとすれば 1s. 6d.</p>
<p>(1)ソヴェリン半ソヴェリンは無制限法貨であることをやめ、インドの通貨制度からとり去られるべき。 (2)実際の流通通貨は金以外の銀紙幣であるが、それらは効果的に維持される一定の比率で金に明確に関連づけられる。</p>	—	1s. 6d.

87 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
			ではなく、無益かつ浪費的。
56	<p>H. Bhatler</p> <p>Managing Partner of Sir Sarpuchand Hukumchand, Kt., Sir Sarpuchand Hukumchand &amp; Co., and Messrs. Johurmull Gumbheermull, Calcutta</p>	金貨本位制	従来インドで金が使用されなかったのは、(1)大衆の教育水準の低さ、(2)政府の誤った通貨政策による。
57	<p>P. B. Junnarkar</p> <p>Head of the Department of Commerce, Dacca University</p>	金貨本位制	—
58	<p>J. Mac. Forrester</p> <p>Ure &amp; Company, Exchange, Finance, Stock and Share Brokers, Rangoon</p>	スターリング為替本位制	<p>金貨本位制反対の理由</p> <p>(1)導入のコストがきわめて巨額</p> <p>(2)将来インドの必要にみあった十分かつ永久的な金供給を確保することの困難。</p> <p>(3)銀売却による金購入によってひきおこされる政府の損失</p> <p>(4)銀の価値減価、購買力低下によって、資本を退蔵銀で所有しているインド人のおおむる損失。</p> <p>(5)中国との貿易にたずさわる商人のおおむる損失。</p>
59	C. R. Chitnis	金為替本位制	<p>(1)対外的・対内的双方の目的のために安定させられる真の金為替本位制(現在イギリスで適用されているもの)が必要。戦前「金為替本位制」ではルビーは対外的目的に対してだけ安定させられていた。</p> <p>(2)金貨が導入されれば、ただちに金貨本位制へと転換しうる展望をもっている。</p>

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位制準備問題	為替レート選択問題
(1)ルピーの法貨性を徐々に廃止する。 (2)ソヴェリンと同量・同純度のモハー金貨の鋳造。ルピーとの交換比率を15:1に固定。	金本位準備は金で維持され、設置はインド。	為替安定は早ければ早いほどよい。
(1)金の自由鋳造に対する造幣局開設 (2)二種の特殊金貨（1モハー金、2モハー金）のインドでの鋳造、無制限法貨とする。ルピーとの交換比率は10:1 (3)ルピーは制限法貨(Rs.50まで)となる。 (4)銀紙幣に代わる金紙幣の発行 (5)新ルピーの鋳造停止。	(1)金本位準備はインドに設置され、流動的な金で維持される。 (2)紙幣準備はすべてインドに設置する。	—
(1)金鋳造に対するインド造幣局の開設 (2)ルピーの金兌換 (3)ソヴェリンとルピーの交換比率は1:15	インドの金準備はロンドンからインドへ移されるべき。	—
(1)自由に金地金に兌換しうる紙幣とルピー銀貨からインド通貨は成り立つ。 (2)ソヴェリンは法貨であることをやめる。	金価格の安定ならびに十分な金準備の蓄積が得られるまでは金為替本位制を採用するので金本位準備は従来そのままとする。金本位制が確立すれば、金本位準備と紙幣準備は一体化されてインドに設置される。両準備の投資管理はインド帝国銀行に移されるが究極的な統制はインド政府による。	現時点でなんらかの固定レートでルピーを金に対して安定させることは賢明ではない。(金価格の安定性および十分な金準備の蓄積をまつことが必要)
—	—	1s. 6d. (App. 70による)

89 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
60	P. C. Sethna	金貨本位制	金為替本位制に対するインド人の激しい反対。
61	S. C. Shahani Principal, Dayaram Jethmal Sind Colledge, and Zamindar, Jamrao, Sind	金貨本位制	(1)金貨に対する人々の信頼 →受諾する用意がある。 (2)自動作用・弾力的 (3)インド産業の繁栄を促進 する信用構造が可能となる (資金がインドにとどまるので) (4)世界の主要貿易諸国に対する為替の安定が得られる (銀市場の変動から自由になる) (5)価格の相対的安定性 (6)退蔵金の放出・投資促進
62	B. Das	金貨本位制	(1)商業上・産業上の利益 (2)国民的威信 (3)イギリスの金融家・商人の好みにあうように操作されることを望まない。
64	Punjab Chamber of Commerce	金地金本位制	(1)金は国際的に認められた最良の価値基準 (2)価格および為替の安定 (3)金退蔵傾向の除去 (4)金貨に対するインドの需要は小さくしかも金貨は不必要
71	C. H. Kisch Financial Secretary, India Office	スターリング為替本位制	App. 5 に Denning よって指摘されたインド幣制の諸欠陥は「金為替本位制」に帰すべきものではない。大戦中に生じた問題(銀価騰貴、スターリングと金との乖離)は金為替本位制の欠陥から生じたものではなく、価値のベースとしての金の不完全性から生じたもの (詳細は本文参照)

選択された本位制の導入プラン	紙幣準備・金本位制問題	為替レート選択問題
<p>インドはロンドンに依存するかわりに、ニューヨークにドル証券をもつべき。</p>	<p>紙幣発行および為替機構の行政は両準備の行政とともにインド帝国銀行に移す。</p>	<p>1s. 6d.</p>
<p>(1)金貨の無制限鑄造に対する造幣局の即座の開設、完全金本位制開始まで20ルピーを金貨の最小額面とする。もし望ましいと考えられる時には、最小額面を10ルピーに引き下げる。金貨は無制限法貨 (2)新ルピーおよび新紙幣の発行停止。</p>	<p>—</p>	<p>1s. 6d.</p>
<p>(1)ルピー銀貨は無制限法貨であり続ける。 (2)ルピーは紙幣同様に兌換しうる。 (3)金貨本位制導入プラン ①金自由鑄造に対する造幣局の即座の開設②同時に新鑄貨および同額の旧鑄貨は無制限法貨であることを宣言、ルピーとの比率を固定する③同時に、銀貨の追加的発行の停止、銀兌換紙幣の追加的発行の停止、④次に紙幣の金兌換。ただし最初は大額のもの、そして徐々に小額のものへ、⑤次に同じことをルピー銀貨にも適用する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>金現送点での金売買義務を政府に課す。</p>	<p>—</p>	<p>1s. 6d.</p>

91 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App.No.	名 前・職 業	本位制の選択	選 択 の 理 由
76	J. Brunyate	金為替本位制	<p>(1)現在、金本位制は、ニューヨークに管理の中心を置く管理通貨、あるいはせいぜいニューヨークの連銀とロンドンのイングランド銀行間で協定し、各々の政府と密接な連絡を保って行動する管理通貨を意味する。</p> <p>(2)金貨流通は金本位制の不可欠の様相ではない。</p> <p>(3)金貨使用廃止の大勢の中においては、「金本位制」と「金為替本位制」との間に本質的な相違が残っているかどうかは疑問。</p>
80	T. E. Gregory Professor of Currency and Banking in the University of London	金貨本位制	<p>(1)長いあいだ金貨本位制を望んできたインド公衆の意見。</p> <p>(2)1920年の経験の失敗がインド政府の通貨政策に対する不信を呼び起こしたこと。</p> <p>(3)金が本位貨としてまた基本的な鑄貨として妥当する範囲が広ければ広いほど、金の価値下落の危険は小さくなる。</p>
81	E. Cannan Professor of Political Economy in the University of London	金貨本位制	<p>(1)信頼感、簡易性</p> <p>(2)インドの国民感情</p> <p>(3)インド金本位制導入によってヨーロッパ諸国の得る利益は、それによってこむる損失よりも大きい(東洋諸国が金を以前よりも多く吸収しないと、金の一層の価値低下→金本位国における一層の価格騰貴が起こる危険性がある)</p> <p>(4)インド金貨本位制導入のために必要とされる金は少額なものである。</p>
84	Chartered Bank of India, Australia and China, on behalf of	金為替本位制	—

選択された本位制の 導入プラン	紙幣準備・金本位 準備 問題	為替レート選択問題
—		
—	金本位準備のインド設置お よび主として金で維持。	1s. 4d.
—	—	—
<p>(1)金本位準備の拡大  (2)逆インド省手形はいつで も帝国銀行の大支店で売 却される用意があること  (3)インド省の予算要求は帝 国銀行をとおして得られ る。  (4)帝国銀行によって提供さ れる額を超えるインドへ の送金需要は、ロンドン でインド国庫向けのイン ド省手形を売却すること によって満たされる。</p>	<p>金本位準備は最低5000万ポ ンド半分は金、半分は証券。 金はインド国庫に、証券は ロンドンのインド省に維持 される。</p>	—
—	—	時期尚早、インドが凶作年 を経なければ、安定化はな されるべきではない。
健全な保守主義こそ良策。	インド通貨の対外的安定を 保証する準備は外国の金融 中心地（ロンドン、ニュー ヨーク）に設置するのが便 利。	1s. 6d.
—	—	—

93 「ヒルトン・ヤング委員会」報告分析(1)

App. No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
	the British Exchange Banks		
85	S. Reed Director of the Bombay Electric Supply and Tramways Company Ltd.	金貨本位制の究極的確立を目的とする明確な金本位制の導入	—
86	G. E. Roberts Vice-President, National City Bank of New York, and formerly Director of the U. S. Mint	金為替本位制	(1)現時点で金貨流通を促進させることは誤り (2)本質的な点は流通通貨が金に対して安定的な関係を保ち、すべての外国支払に対し常に金兌換の用意があること。
90	M. de P. Webb	スターリング為替本位制	ポンド・スターリングとソヴェリン(金)の乖離の危険がまだ残っているので、ヨーロッパおよびアメリカの為替がより大なる経験をへるまで、イギリスの通貨に対してルビーを安定させる試みは引延する。
91	The East India Section of the London Chamber of Commerce	現在は金貨導入の時期ではない。	(1)世界経済状勢の不安定 (2)巨額な金需要
92	G. Cassel	金為替本位制	(1)世界の金市場に対する混乱をひき起こし、金節約の意味および国際協力を破壊し、世界経済の基本的利益に逆行するもの。 (2)銀価下落によってインドに蓄積された富を奪い去る。
93	J. P. Morgan	金貨導入については否定的	(1)ヨーロッパにデフレ的影響を及ぼし、貨幣再建に対する混乱を引き起こす (2)銀価格に対する深刻な影響(最大の銀産国である



選択された本位制の 導入プラン	紙幣準備・金本位 準備問題	為替レート選択問題
—	—	—

さしあたってこの表から読みとりうるごく大まかな事実だけを述べておけば、(1) 選択された本位制は四種類、すなわち金本位制、金地金本位制、金為替本位制、スターリング為替本位制であって、銀本位制、複本位制はもはやこの段階ではいささかも問題になっていない。

(2) 本位制選択をめぐる基本的対立は金貨流通の是非をめぐっておこなわれているのであって、したがって「金貨本位制」対「金地金本位制・金為替本位制・スターリング為替本位制」が基本的対立図式である。(3) 以上の基本的対立図式からいって、金地金本位制、金為替本位制、スターリング為替本位制相互の差異は必ずしも論者たちによって明確に意識されているわけではない。「金地金本位制」論者としていちおう H・L・チャプラーニ (No. 13) 、G・チャンド (No. 15) 、D・E・ワッチャ (No. 55) 、パンジャン商業会議所 (No. 64) の四名が挙げられるが、そもそも「金地金本位制」Gold Bullion Standard という名称はいまだなく、ヒルトン・ヤング委員会のレポートで始めて使用されたものであり、金地金本位制と金為替本位制との差違はここでは偶然としたものではない。また更にみわけがたいのは金為替本位制論者とスターリング為替論者との相違であって、このことは先に挙げた意見書を求めるために各証人に配布された質問状 (No. 1) の第(4)の(b)

Apo.No.	名前・職業	本位制の選択	選択の理由
			<p>(3) アメリカに對する影響(總)に對するの目的によつて、金本位制の採用は、速に對して要求されるが、その必要とされるので、アメリカの信用消えから、金本位制の採用は、速に對して要求されるが、その必要とされるので、アメリカの信用消えから、</p>
94	<p>S. Alexander Chareman of the National Bank of Commece in New York</p>	<p>金貨導入の時期と しては不都合</p>	<p>金貨導入プロジェクト適用 から生じる不確実性はあま りにも大きい。</p>

「戦前に実施されていた金為替本位制(=実質的にはスターリング為替本位制)は継続されるべきか?」といった問いかけの中にすでに混乱があることによつても助長されている。したがつてこれら兩本位制間の差違を明確に把握しえた論者は、P・バンシー(No.12)、J・プランイニート(No.16)、といったごく少数の、ポンドの凋落といつた時代の動向にきわめて鋭敏な感覚をもつた人々だけであつた。更に、スターリング為替本位制論者もほとんどのものが、⑧イギリスの金本位制復帰(スターリングの金兌換の保証)という事実を前提とするか(A・ラマーイヤ No.40)、⑨スターリングの金平価回復をまつか(ベンガル商業会議所 No.37 および M・P・ウェップ No.90)、それとも⑩こうしたことを全然意識しないか、の相違はあれいずれもスターリング為替本位制=金為替本位制の等置關係を当然のこととみなす傾向が強い。逆に言えば、ごく少数の論者を例外とすれば、スターリング為替か金為替かといった選択問題はどうしても瑣末な議論であつて、要するに「為替本位制」=金貨流通反対論として一括してまとめておいたほうが、かえつて主要な流れをとらえることができる。

(4)したがつて今、金貨本位制賛成論と反対論とで色わけしてみると、第一表に掲げた総計六十名のうち三十六名が賛成、二十四名反対であ

るが、インド側だけの四十八名をとつてみると賛成三十三名、反対十五名となり、金貨導入賛成論者が反対論者の倍を占めている。勿論こうした数字はほとんど何の意味をも持たないが、インドにおいていかに金貨本位制論が根づよい勢力を持っているかを示す一例ぐらいにはなるであろう。また注意しなければならないのは反対論者の中にも F・G・バトナガール (No. 14)、K・ブレムチャンド (No. 23)、C・R・チャットニス (No. 59) などのように、窮極の理想として金貨本位制を描いている論者もいるし、あるいは逆に賛成論者の中にも金貨本位制はもはや理想的形態ではないということを認識する P・バネルジー (No. 33) や、S・C・シンハ (No. 36) といった論者もいるということである。(5) 為替レートの選択に関しては、一シリング・四ペンス戦前レート復帰論と一シリング六ペンス現行レート固定論との対立は鮮やかである。本位制選択と為替レート選択との相関関係はあまりはっきりしないが、金貨本位制賛成論者は一シリング・四ペンス論者になりがちであるとは言えよう。

以上、第一表から読みとれるごく大まかな事実である。しかし本位制選択をめぐる論拠は(1)戦前幣制の諸欠陥をどう把握するか、(2)第一次世界大戦後の世界状況をどう判断するか、(3)金貨流通の経済学的ならびに社会的・歴史の意味をどうとらえるか、という三つの問いかけを含んでいるのであって、これらの問題の詳細な検討が次節以下の課題となる。

(1) 第二巻から第五巻までは、イギリスのブルー・ブックス特有の大型のフォリオ版であるが、第一巻のレポートだけは普通の B 5 版である。

(2) 第二巻は No. 1 から No. 67 まで、第三巻は No. 68 から No. 99 までページ数も通し番号になっている。

No. 1, No. 2 はインド側の意見を集めるために当委員会によって作成、配布されたもので、No. 1 は先に訳出した。No. 2 は本位制選択の目安として提供されたもので、金貨本位制ならびに金貨本位制の導入プランの素描である。いずれの本位制を選択するものとしても、紙幣管理と政府の送金操作はインド帝国銀行に移譲されるものと仮定されている。またそれぞれの本

位制の導入プランは、インド政府財務局メンバーの手になるものを借りてきたものである(金貨本位制案はNo.5から、金為替本位制案はNo.6から、それぞれその一部を借りてきたものである)。No.3からNo.7まではインド政府財務局メンバーであるA・C・マックワターズ(Secretary to Government of India, Finance Department)・H・デニング(Controller of the Currency)・およびB・トラマナット(Finance Member of the Governor-General's Executive Council)の手になる「覚え書」(Memorandum)で、No.3「インド通貨制度の歴史」No.4「為替の安定化」No.5「インドにわたる金本位制」No.6「インド帝国銀行への紙幣管理の移行」No.7「インドの通貨制度」をそれぞれテーマとしている(ただしNo.7はB・ブラケットの単独見解であり、他は三人の共同見解である)。No.8からNo.10にかけては、やはりH・デニングあるいはA・C・マックワターズによる「ノート」(Note)で、No.8「政府によって獲得される紙幣発行の利益」No.9「未払いルビー量」No.10「逆インド省手形と通貨収縮」をそれぞれテーマとしており、No.11は統計(全五表)である。そしてNo.12以後が「意見書」(Statement of Evidence)および「手紙」の類となっている。

第三巻に入ってNo.68からNo.75までは、インド省財政委員(Financial Secretary, India Office)C・H・キャンナ(C・H・Kisch)による「覚え書」ノート、統計の類で、No.68「インドの金融・為替・通貨に関するインド省の責任」No.69「一九二〇年来のインド通貨の発達」No.70「ルビー・スターリング為替の安定化に影響を与えるいくつかの考慮すべき点」と、No.71「インドにおける金通貨促進提案についてのノート」No.72「インド帝国銀行への紙幣発行の移行、ならびに関連問題」No.73「(政府の)送金」No.74「インドの銀行業の発達」に関するノート、No.75は統計その他であって、No.69からNo.73までは、第二巻のインド政府財務局メンバーによる覚え書No.3よりNo.6までにそれぞれ対応したものと考えられ、インド省側の見解を代表するものとみなすことができる。そしてNo.76以後No.94までがイギリスおよびアメリカ側証人の「意見書」等の類。No.95がイギリスおよびアメリカ側証人の意見を集めるために配布された質問書で、先に挙げたNo.1・No.2のコピーが参考文書として付加された上で、もしもインドが金貨本位制をNo.5のプランで導入した場合、それが①金、②銀に与える影響はいかなるものであろうか?を問うたものである。No.96はA・C・マックワターズによる「インド政府の歳入・歳出に対する為替の影響」についてのノート、No.96以後はインド省の至急文書等の類である。

(3) リポートによると「膨大な調査のちにわれわれがみいだしたのは、現存制度の諸欠陥が修正される可能な方法は三つのもに要約されるということであった」という注釈のあとで、以上のような整理がなされるのであるが、諸意見書をわれわれが

偏見なくみた限りでは、リポートの要約の仕方には若干の疑問が残る。こまかくわければ選択肢は四つであるが、基本的には二つなのであって、(1)金貨流通をとまなう金本位制、(2)金貨流通をとまわらない金本位制ならびに為替本位制、(a)金地金本位制、(b)金為替本位制、(c)スターリング為替本位制、と整理するほうが、当時の状況をより良く伝える。

(4) 中央銀行設立問題については、一九一三年のチェレンバレン委員会報告に付されたケインズによる「国家銀行提案について覚え書」(Memorandum on Proposals for a State Bank) から一九二二年のインド帝国銀行の設立ならびにヒルトン・ヤング委員会での中央銀行設立案を経てやがて一九三五年のインド準備銀行 (Reserve Bank of India) の設立に至るまでのインド中央銀行設立構想ならびに運動をフォローしていくつもりであるが、そこでは「後進国の経済発展に占める中央銀行の役割」といった観点からの分析がおこなわれるであろう。

(未完)

(本稿を作成するにあたっては一九七七年法政大学特別助成金の援助を得た。)